

## さいたま市告示第465号

さいたま市浦和斎場受付業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月19日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 業務名

さいたま市浦和斎場受付業務

### 2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 浦和総業株式会社

(2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市桜区大字下大久保930番地2

### 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月19日

### 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月19日

### 5 委託する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

さいたま市浦和斎場使用料

### 7 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部生活衛生課生活衛生係

(2) 電話 048（829）1299